

区 分 投票区等名	(イ)選挙当日の有権者数			投 票 人 員									左 の う ち		備 考
	男	女	計	普通投票又は期日前投票			不 在 者 投 票			(ロ) 計			仮 投 票	不受理又は拒否と決定した在外投票及び不在者投票	
				男	女	計	男	女	計	男	女	計			
岡崎 投票区	1,419	1,449	2,868	419	439	858	2	2	4	421	441	862	0	0	
霞台 投票区	1,303	1,271	2,574	474	459	933	1	0	1	475	459	934	0	0	
中央 投票区	2,256	2,294	4,550	730	757	1,487	7	4	11	737	761	1,498	0	0	
中郷 投票区	872	847	1,719	243	260	503	2	1	3	245	261	506	0	0	
上郷 投票区	1,101	1,142	2,243	399	428	827	4	5	9	403	433	836	0	0	
曙 投票区	909	1,043	1,952	344	394	738	4	0	4	348	394	742	0	0	
若栗 投票区	1,674	1,666	3,340	588	617	1,205	2	1	3	590	618	1,208	0	0	
本郷 投票区	2,600	2,631	5,231	810	807	1,617	4	1	5	814	808	1,622	0	0	
二区 投票区	2,821	2,704	5,525	761	735	1,496	1	6	7	762	741	1,503	0	0	
実穀 投票区	1,242	1,294	2,536	472	478	950	3	1	4	475	479	954	0	0	
吉原 投票区	632	571	1,203	201	176	377	0	1	1	201	177	378	0	0	
福田 投票区	174	179	353	70	65	135	0	0	0	70	65	135	0	0	
君島 投票区	258	258	516	136	133	269	0	0	0	136	133	269	0	0	
埴 投票区	325	341	666	179	171	350	0	2	2	179	173	352	0	0	
飯倉二区 投票区	217	212	429	110	112	222	0	1	1	110	113	223	0	0	
島津 投票区	1,389	1,465	2,854	508	520	1,028	1	2	3	509	522	1,031	0	0	
掛馬 投票区	254	260	514	123	115	238	0	0	0	123	115	238	0	0	

①投票区 計	19,446	19,627	39,073	6,567	6,666	13,233	31	27	58	6,598	6,693	13,291	0	0
②期日前投票所 計				2,415	2,772	5,187				2,415	2,772	5,187	0	
①+②	19,446	19,627	39,073	8,982	9,438	18,420	31	27	58	9,013	9,465	18,478	0	0

(ハ) 令和2年3月16日現在の登録人数			(ニ) 無資格人員			無 資 格 人 員 の 内 訳						(ホ) 補正登録をした者			投 票 率			
男	女	計	男	女	計	抹 消 人 員			表 示 人 員			男	女	計	男	女	計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	%	%
19,666	19,813	39,479	220	186	406	14	11	25	206	175	381	0	0	0	46.35	48.22	47.29	

備 考

- 普通投票又は期日前投票の欄の普通投票に係る人員数は、期日前投票及び不在者投票人員の重複計上を防ぐため、入場券の枚数、選挙人名簿の認印数、到着番号簿による人員及び投票用紙の残枚数との突合をしたものを記載すること。
- 投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで表示すること。
- (ハ)の欄には、選挙期日の直近の定時登録又は選挙時登録の人員を記載すること。ただし、当該定時登録又は選挙時登録後、確定判決により登録された者がある場合は、これを含めて記載すること。
- 無資格人員の欄には、期日前投票をした後無資格となった者を含めないこと。
- 抹消人員の欄には、上記3の登録以後に抹消した人員を記載すること。
- (イ)=(ハ)-(ニ)+(ホ)となること。
- 備考の欄には、法第37条第7項の規定により投票区を指定する場合にあっては指定投票区、指定関係投票区の別を記載すること。
- 転出等による表示者は無資格人員に含むこと。ただし、そのうち引き続き証明により投票を行った者は、無資格人員には含めないこと。